



水道料金・下水道使用料を改定します

くらしと環境を守り、次世代へつなぐ上下水道へ

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

水道料金 令和7年4月1日改定

改定が必要な理由

理由1 水道施設の災害対策、老朽化への対応
災害対策として水道管路の耐震化や老朽化した施設の更新が急務となっていることから、引き続き施設整備を計画的・効率的に進めていく必要があります。

理由2 水道料金収入の減少
水道事業（公営企業）は、料金収入をもって経営

これからも安全で安定した上下水道事業を継続していくために、水道料金・下水道使用料を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

を行うこととなっています。人口減少、節水意識の定着、節水型家電・業務機器の普及などによる使用量の減少に伴い、水道料金収入が減少傾向にあります。

平成26年度（前回の料金改定時）に9億3,682万円だった水道料金収入が、令和4年度には8億9,992万円に減少しています（△3,690万円・△3.9%）。

参考

〈水道管の耐震管率〉

- 市内の水道管…6.6%（令和4年度末現在）
- 東京都内の水道管…50%（令和4年度末現在・東京都水道局）
※羽村市、武蔵野市、昭島市、檜原村、島しょ地域を除く。

〈地震による断水率【立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合の上水道断水率】〉

- 羽村市…67.1%（多摩地区で最も高い割合）
- 多摩地区平均…14.5%
- ※「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月公表・東京都）

新しい水道料金の概要（令和7年4月1日から）

■新しい水道料金2か月分（消費税抜き）

水道メーター口径（呼び径）	基本料金（円） （ ）内は増加額	従量料金 使用量1㎡あたりの単価（円）（ ）内は増加額						
		1～20㎡	21～40㎡	41～60㎡	61～200㎡	201～400㎡	401～2,000㎡	2,001㎡～
13mm	1,240 (+200)	30 (据え置き)	135 (+10)	175 (+15)	220 (+20)	290 (+30)	370 (+20)	400 (+30)
20mm	1,660 (+200)							
25mm	2,060 (+260)							
30mm	5,540 (+700)	220 (+20)				290	370	400
40mm	11,000 (+1,400)					(+30)	(+20)	(+30)
50mm	37,600 (+4,740)							400
75mm	82,400 (+10,580)					370 (+20)		(+30)
100mm	179,000 (+23,000)					400 (+30)		
150mm以上	301,000 (+39,000)							
公衆浴場	1,240 (+200)	30 (据え置き)	110 (+10)					

※平均で9.27%の改定です。
※令和7年4月1日以降、最初の請求分は、現行料金と新料金を日割計算で算定するため、上記の計算方法と異なる場合があります。

■新しい水道料金の計算例（2か月分・口径20mm・平均的な使用量40㎡の場合（消費税抜き））

	改定前	改定後
基本料金	1,460円	1,660円
従量料金	30円×20㎡+125円×20㎡= 3,100円	30円×20㎡+135円×20㎡= 3,300円
合計	4,560円	4,960円

・現行料金との差…400円増加⇒1日あたり約6.6円の増加（2か月61日で計算）

下水道使用料 令和6年10月1日改定

改定が必要な理由

理由1 下水道使用水量と使用料収入の減少

下水道事業（公営企業）は使用料収入をもって経営を行うこととなっています。市の下水道使用量は平成12年度の約815万㎡をピークに、22年間で188万㎡減少し、併せて使用料収入も約2億円減少しています。

今後も人口減少や節水型社会への構造転換により、減少傾向が続くと推測しています。

理由2 施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加

市の下水道事業は、昭和49年3月に事業認可を受け、昭和53年度に供用を開始しました。下水道管（汚水管）の総延長は、令和4年度末で約186kmです。

下水道管の法定耐用年数は50年とされており、令和13年には市内の全下水道管の約50%が法定耐用年数に達することから、今後も維持管理費用が増加することを見込んでいます。

理由3 持続可能な下水道事業へ

下水道事業は、快適な生活環境、災害に強いまちづくりのために欠かせない重要な事業であり、将来にわたり持続していく必要があります。そのため、「汚水管の長寿命化対策」などを、引き続き計画的・効率的に推進していく必要があります。

新しい下水道使用料の概要（今年の10月1日から）



基本使用料と従量使用料を足したものが下水道使用料です！

■新しい下水道使用料2か月分（消費税抜き）

区分	基本使用料（円） （ ）内は増加額	従量使用料 使用量1㎡あたりの単価（円）（ ）内は増加額									
		0～16㎡	17～40㎡	41～60㎡	61～100㎡	101～200㎡	201～400㎡	401～1,000㎡	1,001～2,000㎡	2,001㎡～	
一般汚水	880 (+176)	0	84 (+12)	98 (+2)	112 (+16)	140 (+20)	176 (+26)	218 (+32)	244 (+35)	296 (+43)	
浴場汚水	364 (+72)	0	16 (+2)								

※平均で25.58%の改定です。

■新しい下水道使用料の計算例（2か月の使用量が40㎡の場合（消費税抜き））

	改定前	改定後
基本使用料	704円	880円
従量使用料	0円×20㎡+72円×20㎡ = 1,440円	0円×16㎡+84円×24㎡ = 2,016円
合計	2,144円	2,896円

■改定後の使用料適用時期

検針月	8月	9月	10月	11月
偶数月検針	前回検針日 算定期間（約2か月）		今回検針日	
奇数月検針		前回検針日 算定期間（約2か月）		今回検針日

※改定日を含む算定期間（前回の検針日から今回検針日までの約2か月）の使用料は、左記のように日数割の案分計算を行います。

■ 現行使用料の日数割で計算 ■ 新使用料の日数割で計算

料金は、水道料金と下水道使用料を合計した金額に、消費税が加算されます。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。問い合わせください。